

●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年8月21日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア ETCカードの使用管理について ETCカードを使用したにもかかわらずETCカード使用管理簿への登載がなく、所属長の使用承認を得ていないとともに、保管責任者による使用者への指導や管理が十分に行われていなかった。（環境政策課）</p> <p>イ 現金の管理について 帳簿に記載されていない現金が見つかった。（廃棄物対策課）</p>	<p>ア ETCカードの使用管理について 直ちに使用管理簿に登載するとともに、所属長の使用承認を受けた。 今後は、ETCカードの使用管理規定を遵守し、保管責任者による適切な指導管理が行われるよう徹底する。</p> <p>イ 現金の管理について 平成24年5月1日に現金を県に納付した。 今後とも、公金等の適正管理については、これまで以上に留意するとともに職員への指導を徹底する。</p>